

高知市で新生活を  
スタートする  
皆さんへ

高知市パートナー  
シップ登録をした  
おふたりも！

NEW  
LIFE

結婚後の

新生活の費用を

お手伝いします

補助金額

最大 30 万円

親世帯と同居または近居の場合は 45 万円

令和 6 年度 高知市結婚新生活支援事業補助金

対象者

以下の①～③の全てを満たす夫婦等（夫婦、高知市パートナーシップ登録をした方）が対象です。

- ①ともに婚姻日・パートナーシップ登録日における年齢が 39 歳以下であること
- ②令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に婚姻届けを提出し、受理された夫婦または高知市パートナーシップ登録証の交付を受けた方であること
- ③令和 5 年中の夫婦等の所得合計が 500 万円未満であること

申請期限

令和 7 年  
3/31 まで

お問い合わせ先

高知市子ども政策課 ☎ 088-803-5067

詳しくは裏面をご覧ください。

# 高知市結婚新生活支援事業補助金

新生活  
応援

## 対象費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新居のために支払った①②の費用の合計額を支給します。

- ① 住宅賃借費用 賃貸住宅の家賃，共益費，礼金，仲介手数料  
(家賃及び共益費については，上限3か月分)
- ② 引っ越し費用 引越業者又は運送業者へ支払った代金

## 補助金額

最大30万円。  
ただし，親世帯と同居または近居の場合は45万円。

## 対象者

- ①～⑧のすべての項目に該当する方
- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を提出し，受理された夫婦または高知市パートナーシップ登録制度により登録証が交付された方
- ② とともに婚姻日またはパートナーシップ登録日における年齢が39歳以下であること
- ③ 夫婦等の所得の合計額が500万円未満であること（奨学金の返済を現に行っている場合は控除可）
- ④ 対象となる世帯の住宅が市内にあり，申請時点で夫婦等の双方又は一方が本市に住民登録されていること
- ⑤ 夫婦等のいずれもが暴力団員等ではないこと
- ⑥ 夫婦等のいずれもが過去に婚姻等に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと
- ⑦ 夫婦等のいずれもが市税，県税等の滞納がないこと
- ⑧ 婚姻日等から起算して1年以上継続して本市に居住する意思があること

## 申請期間

令和6年7月1日（月）から  
令和7年3月31日（月）まで



HP



問い合わせ  
申し込み先

## 高知市こども政策課

〒780-8571  
高知市本町 5-1-45  
本庁舎 3 階 301-1 番窓口

TEL **088-803-5067**

✉ [kc-280600@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-280600@city.kochi.lg.jp)